

令和6年度

# 重要事項説明書

こうさぎ保育園

こうさぎ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	一般社団法人有仁会こうさぎ保育園
事業者の所在地	狭山市富士見 1-3-10 アルカディア狭山 3階
事業者の電話番号・FAX	04-2959-1650
代表者氏名	戸口 余有子
定款の目的に定めた事業	保育

2 施設の概要

種別	地域型保育所
名称	こうさぎ保育園
所在地	狭山市富士見 1-3-10 アルカディア狭山 3階
電話番号・FAX	04-2959-1650
施設長氏名	戸口 余有子
開設年月日	平成 29 年 6 月 13 日
利用定員(年齢別)	0 歳児 6 名 1 歳児 6 名 2 歳児 6 名
取扱う保育事業	月保育、一時保育、延長保育

3 施設・設備の概要 別添可

構造	鉄骨造 4 階建て	
延床面積	102.30 m <sup>2</sup>	
乳児室	0 歳児室	19.8 m <sup>2</sup>
ほふく室	1 歳児室	19.8 m <sup>2</sup>
保育室	2 歳児室	11.88 m <sup>2</sup>
遊戯室		
調理室	調乳室	
その他	沐浴室	
幼児用トイレ	個	
医務室	室	
事務所	室	
その他	室	
冷暖房		
野外遊戯場	1520 m <sup>2</sup> (代替場所 狭山市駅前西口市民広場)	

#### 4 施設の目的、運営方針

目的	乳幼児の保育
運営方針	<p>保育理念</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1, 健康・安全など生活に必要な基礎的な習慣を養い生命保持及び情緒の安定を図る。</li> <li>2, 人に対する愛情と信頼感、人権を大切に作る心を育てる。</li> <li>3, 自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを養う。</li> <li>4, 保育生活の中で、様々な体験を通し豊かな感性を育て想像力・思考力の芽生えを養う</li> </ol> <p>保育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1, 健やかでたくましい未来の社会人</li> <li>2, 親子のための幸せ応援団</li> <li>3, 楽しい体験を通して大きな成長</li> <li>4, 小さな発見・大きな感動</li> <li>5, 朗らかで笑顔いっぱい</li> </ol> <p>保育方針</p> <p>安全保育 三育法 (知育・徳育・体育)</p>

#### 5 職員体制

施設長	1名(資格：保育士)
保育士	5人
調理師(栄養士を除く)	1人
栄養士	1人
事務員	0人
その他( )	0人

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:30	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園
8:30	保育短時間(8時間)開始 順次登園 自由遊び	保育短時間(8時間)開始 順次登園 自由遊び
9:00	おやつ 朝の会	おやつ 朝の会
10:00	遊び(室内外)・散歩	遊び(室内外)・散歩
11:00	食事(年齢によって前後します)	
11:30		食事(年齢によって前後します)
12:00	お昼寝 (年齢によって前後します)	
12:30		お昼寝 (年齢によって前後します)
14:30	目覚め	目覚め
15:00	おやつ	おやつ
15:30	順次降園	順次降園
16:30	保育短時間終了 短時間延長保育	保育短時間終了 短時間延長保育
18:30	保育標準時間終了 延長保育	保育標準時間終了 延長保育
19:30	閉園	閉園

お散歩のコース

野外遊戯場以外に、近隣にある二本松公園、祇園公園、富士見1丁目公園、狭山市役所内公園などにお散歩に行きます。

<保育計画(年間)>

クラス	保育計画
0歳児	一人一人の発達・成長を把握し、一人一人の生活リズムを大切に、要求を受け止めて貰い親しみと安心感をもって生活する。
1歳児	一人一人の発達・成長を把握し、見守られながら相手に興味・関心を持ち生活の繰り返しの中で生活リズムがわかる。
2歳児	一人一人の発達・成長や生活リズムがスムーズになり、身近な事柄に興味関心をもち、自分の意見で体験・表現しようとする。
その他 (年間行事)	入園式・卒園式・遠足・夏まつり・敬老会・運動会・生活発表作品展示会・クリスマス会・季節の伝承行事・懇談会・個人面談 他

6 保育・教育を提供する

開所日	月曜日から土曜日
休所日	日、祝日、12月30日～1月3日

## 7 保育・教育を提供する時間

### (1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 30 分から午後 19 時 30 分まで
土曜日	午前 7 時 30 分から午後 19 時 30 分まで

### (2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間(11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 18 時 30 分まで
土曜日の保育時間(11 時間)	午前 7 時 30 分から午後 18 時 30 分まで
時間外保育時間	夕：午後 18 時 30 分から午後 19 時 30 分まで

### (3) 保育短時間認定に関する保育時間(8 時間)

月曜日から金曜日の保育時間(8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 16 時 30 分まで
土曜日の保育時間(8 時間)	午前 8 時 30 分から午後 16 時 30 分まで
時間外保育時間	朝：午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで 夕：午後 16 時 30 分から午後 18 時 30 分まで

## 8 利用料金

利用料	保護者が居住する市町村が定める利用料
時間外保育料	1 時間あたり 0 歳児 980 円 1 歳児 930 円 2 歳児 880 円
〇〇に関する料金	遠足に係る費用(入場料・お土産代) 2000 円

## 9 支払い方法

現金支払い 毎月 28 日
---------------

## 10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を厳守し保育所保育指針及び保育過程に沿って乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。
---

## 11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (1 日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	50% (488kcal)
1 歳児	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

- ・自園調理
- ・献立の提供
- ・食育の取組 など

<アレルギー対応について>

当園は、厚生労働省が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の則り、こうさぎ保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応
- ・生活管理指導書の提出、除去食の提供 など

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・入園申込書(契約書 重要事項説明書 含む)
- ・健康調査書 ・緊急連絡先 ・母子手帳コピー ・保険証コピー など

(2) 毎日持参いただくもの

- ・通園バッグ ・コップ ・連絡帳 ・スプーンフォーク箸セット
- ・食事用エプロン ・汚れ物袋 など

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装
- ・ひもやフードなどひっかけやすい服は避けるようにしてください など

(4) その他ご用意いただくもの

- ・ミルク ・哺乳瓶 ・おむつ ・おしりふき ・パジャマ ・バスタオル2枚(布団不可) など

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

登園時間の変更は前日までにお知らせください。保育園前に車は止められません。  
保護者以外の方が送りをする場合は前日までにお知らせください。

(2) 降園について

降園時間の変更は解った時点でお知らせください。保育園前に車は止められません。  
保護者以外の方がお迎えをする場合は前日までにお知らせください。

#### 14 保育園と保護者との連について

保育は保護者様とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者様の気持ちに寄り添いながら家庭との連絡を密にして保育を行います。心配なこと、わからないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳
- ・園だより など

#### 15 健康診断、健康管理について

##### (1) 健康診断

定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断 全園児 2回 歯科検診 全園児 1回

##### (2) 健康管理、病気の時の対応

- ・体温測定 ・発熱時の対応
- ・「登園届」について
- ・園での与薬、与薬表の持参のうえ(医師による処方された薬1回分フルネーム記入) など

#### 16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・園での予防対策
- ・発生した場合の連絡(園だより、保健だより等) など

#### 17 障害児保育について

- ・障害児保育を実施する場合の方針、留意点など

#### 18 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・医療的ケアが必要な児童を保育する場合の留意点、体制など

#### 19 嘱託医

以下の医療機関(小児科・内科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	ぎんなんクリニック
医院長名	染村 圭一
所在地	狭山市祇園 26-31
電話番号	04-2936-9381

## 20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科契約を締結しています。

医療機関の名称	狭山中央歯科
医院長名	田中 秀邦
所在地	狭山市中央 1-49-26 ビアソカ狭山 1 階
電話番号	04-2956-1104

## 21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	富士見 1 丁目自治会館
広域避難場所	富士見小学校、県立狭山工業高校
その他	中央公民館

## 22 緊急時における対応

保育・教育の提供の中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子様の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任をもって、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

### <近隣の緊急連絡先>

警察署	狭山警察署 狭山市駅前交番
消防署	狭山市消防本部 富士見分署
警備会社	セコム

## 23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	管理会社 株式会社 ハウスネット 代表取締役 新井 靖
消防計画届出年月日	令和 5 年 8 月 31 日
避難訓練	避難訓練の内容と回数を記載
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、煙探知機、ガス漏れ探知機など

## 24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動株式会社(傷害・火災)
保険の内容	保育所の管理下で、園児の災害(負傷・疾病・傷害に、又は死亡が発生した時)に、災害共済給付(医療費・傷害見舞金又は死亡見舞金)を行う、国・設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度。
保険金額	死亡 1000 万 後遺傷害 30 万～1000 万 入院 5000 円 通院 2500 円

## 25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 年 1 回 自己評価を実施 公表方法：園内掲示
外部評価	実施方法：福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5 年に 1 回(平成 29 年実施) 公表先：埼玉県ホームページ

## 26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 戸口 余有子 電話番号 04-2959-1650
相談・苦情解決責任者	氏名 戸口 余有子 電話番号 04-2959-1650
第三者委員	氏名 佐久間 志行 電話番号 04-2956-6707
相談・苦情受付解決者	氏名 狭山市役所 電話番号 04-2953-1111

受付方法：面接・電話・文書などの方法により相談・苦情を受け付けています。

## 27 連携施設

連携施設の種類の	狭山市立保育所・私立幼稚園・私立保育園
名称	狭山市立狭山台南保育所・学校法人石川学園 狭山ひかり幼稚園 社会福祉法人 聖翼会 みつばさ愛育園
所在地	埼玉県狭山市狭山台 4 丁目 1 8・狭山市鶴ノ木 7 - 1 8 狭山市入間川 3273-13
連携協力の概要	保育内容の提供について 代替保育の提供について 卒園後の受入れについて

## 28 地域の育児支援について

一時保育の実施、行事などの誘い、見学など
----------------------

29 その他保護者に説明すべき事項

当園における保育・教育の提供をかいしするにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：一般社団法人 有仁会 こうさぎ保育園

所在地：狭山市富士見 1-3-10 アルカディア狭山 3階

説明者職名：施設長 氏名 戸口 余有子

私は、書面に基づいて こうさぎ保育園の利用にあたっての重要事項説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

印(署名でも可)